

平成 19 年度第 1 回木曾川地域審議会議事録

日時

平成 19 年 5 月 2 日 水曜日 午後 3 時 00 分より

場所

木曾川庁舎 3 階 第 3 会議室

出席者

委員：9 名

行政側：市長、企画部長、企画部参事、企画政策課長、同副主監、教育文化部総務課主監
事務局：木曾川事務所長、総務管理課長、同副主監

【木曾川事務所長】

ただいまから木曾川地域審議会委員の委嘱状の交付を行います。

(市長より委嘱状交付)

はせがわたろう
長谷川太郎委員につきましては、本日は都合によりご欠席でございます。

以上で委嘱状の交付を終わらせていただきます。

1 開会

【木曾川事務所長】

それでは、開会に先立ちまして、市民憲章の唱和をお願いしたいと存じます。

市では、市民の規範となる市民憲章に向けて、平成 18 年 6 月から各種団体の代表者などの 16 人で市民憲章策定委員会を組織し、5 回の策定委員会と 4 回の起草委員会を開催し素案を策定いたしました。

素案は 3 月議会で議決されたことで、新しい一宮市民憲章として正式に制定されました。

お手元に「一宮市民憲章」をご配布いたしましたのでご覧ください。

では、先導を元地域審議会会長の葛谷さんをお願いしたいと存じます。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは、ただいまから平成 19 年度第 1 回木曾川地域審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、谷一夫一宮市長よりごあいさつを申し上げます。

2 市長あいさつ

【谷市長】

本日は、大変お忙しいなか木曾川地域審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

昨年の 12 月 24 日からほぼ 4 ヶ月に渡って選挙が続きまして皆様方もお疲れじゃないかと思いますが、やっと、落ち着いた気持ちがいましております。

とりわけ、先般の市議会選挙におきましては、木曾川地域からも 4 名の議員さんを選出していただきました。議員定数に関しては色々ございましたが、最初の選挙に限って区割りを設けることにしたわけでございますけれども、結果をみましても区割りにして良かったと思っているところでございます。

しかし、4 年後には一本で実施することになるわけでございます。木曾川町においてもそれぞれまたお骨折りをいただくことになるかと思いますがよろしく願いいたします。

合併して早くも 2 年が経過をいたしまして、3 年目に入っております。新年度の予算も整いまして、これから本当に新しいまちづくりに根本的に取り組まなければならないと思っている次第でございます。

今日は、さまざまな議題についてご審議をお願いするところでございまして、お世話になります。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

3 委員および事務局の紹介

【木曾川事務所長】

どうもありがとうございました。座ったままで失礼させていただきます。

本日は 2 年目の任期満了後、初の会議でございます。あらためて、当木曾川地域審議会の委員および事務局職員等の紹介をさせていただきます。

はじめに、委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。

お手元の委員名簿および配席図をご覧くださいと思います。正面に向かって

右側から順に、^{すみとしはる}墨利春 委員さんです。そのお隣が^{ののがきみのる}野々垣 實 委員さんです。以上 2 名の方が公的団体の役職員から選任させていただきました第 1 号委員の皆様でございます。

次に、学識経験者から選任させていただきました第 2 号委員をご紹介します。

野々垣実委員さんのお隣が^{ごとうわご}五藤和吾委員さんです。お隣が^{くずやしよご}葛谷 昭吾委員さん

です。そのお隣が^{まつむらまさみ}松村真早美委員さんです。こちら側の席に移りまして^{しばたとしひこ}柴田俊彦

委員さんです。続いて岡村俊幸委員さんです。そして本年度より新たに委員にお願いしました菊地妙子委員さんです。

ひき続いて公募により選任させていただきました第 3 号委員の宇佐見福太郎委員さんです。先程も申しましたように、本日、長谷川太郎委員さんがご欠席という事で、合計 10 名の方でこの審議会を構成させていただいております。続きまして、事務局等の職員を紹介させていただきます。

申し遅れましたが、私は地域審議会事務を所管する木曾川事務所長の杉村でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。後列の中央右側から企画部長の一色でございます。その右隣が企画部参事の近藤でございます。その隣が企画政策課長の細江でございます。その隣が企画政策課副主監の杉山でございます。中央左側に移りまして事務局である総務管理課長の柴垣でございます。その左隣が教育文化部総務課主監の祖父江でございます。その隣が総務管理課副主監の野々垣でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

4 議題

【木曾川事務所長】

それでは、議題にうつらせていただきます。

本日は委員の互選により会長および副会長を選任していただきますが、その前に新たに委員さんが加わられましたので「(1)地域審議会の所掌事項について」を事務局から簡単に説明申し上げます。

【総務管理課長】

お手元の資料の最後尾にあるかと思いますが、地域審議会の設置等に関する協議をご覧いただきたいと思います。簡単にご説明申し上げます。

- ・ **第 1 条、第 2 条では、**市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして、合併前の尾西市、木曾川町のそれぞれの地域に地域審議会が設置されております。
- ・ **第 3 条では、**審議会の所掌事項については、新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項、地域振興基金の活用に関する事項、本日、この地域振興基金の活用ということで、市長より諮問が出ておりますので、後ほど審議いただく様よろしくお願いいいたします。新市の基本構想の作成及び変更に関する事項、その他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じ審議し、答申することとなっております。第 2 項では、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べる事ができます。となっております。

- ・ **第 4 条では**、審議会の委員は、10 人以内とし、旧木曾川町に住所を有し、市長が委嘱することになっておりまして、今回委嘱状をお渡した次第でございます。
委員の構成につきましては、公共的団体の役職員 2 名、学識経験者 7 名、公募 1 名でございます。
- ・ **第 5 条では**、委員の任期は、2 年とし、欠員の場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間となっております。裏面にまいりまして、第 2 項では、委員の再任、第 3 項では旧木曾川町に住所がなくなったときは、失職と決められております。
- ・ **第 6 条では**、会長、副会長を委員の互選により選任し、会長は審議会の代表者であり、副会長は職務代理者となっております。
- ・ **第 7 条では**、審議会の会議は会長が招集し、会長が会議の議長となります。会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。会議は、原則、公開とし議長が必要と認める場合は、審議会に諮って公開しないことができます。
- ・ **第 8 条では**、関係者に対し資料の提出の要請、**第 9 条では**、委員の報酬及び費用弁償を定めております。
- ・ **第 10 条では**、設置期間を合併の日から平成 28 年 3 月 31 日までとしています。
- ・ **第 11 条では**、庶務、第 12 条では、雑則として必要な事項を定めております。
- ・ **付則として**、この協議は、合併の日から施行し、この協議の施行後最初に開催される審議会の会議は、市長が招集する。ということで本日開催しておりますので、よろしく願いいたします。

【木曾川事務所長】

ただいまの、説明で何かご質問はありますでしょうか。

特に無いようですので、議題(2)に移らせていただきます。

「(2)会長および副会長の選出について」を議題とさせていただきます。

先ほど事務局が説明しましたとおり、地域審議会の設置等に関する協議第 6 条第 1 項の規定により、会長および副会長の委員は互選により選任することになっております。

どのような方法で選出したらよろしいでしょうか。

【委員】

推薦にさせていただいて、会長に葛谷さん、副会長に墨さんをお願いします。

(複数委員より留任の声あり)

【木曾川事務所長】

皆さんから会長に葛谷さん、副会長に墨さんというご発言がありましたが、その他、特にない様ですので、会長には葛谷昭吾委員さん、副会長に墨利春委員さんにお願

いたします。会長席、副会長席へ移動していただきまして、ご挨拶をお願いいたします。

(会長、副会長あいさつ)

【葛谷会長】

皆さん、こんにちは。17 年度・18 年度は非常にお世話になりまして大変ありがとうございました。2 年続けさせていただきましたが、今回の再選によりまして、「今期も務めよ」という事でございますので、皆様のご協力を得まして務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

また、話は連区の話でございますが、私ども区長会・町内会長会等におきまして協議を重ねてまいりました結果、先月の 4 月 26 日の区長・町内会長会で連区長について承認されました。一連区制につきましてはご存知のことと思います。

連区長につきましては、最初は西小学校下、次に黒田小学校下、次に東小学校下と毎年の回り順になっています。

最初の地域は西小学校下で、玉ノ井の町は大きいじゃないかという事で、初代連区長は私が務める事になりました。審議会同様、またひとつ御協力やら御支援を賜りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。簡単ではございますが挨拶にかえさせていただきます。

【墨副会長】

未熟者ですがよろしくをお願いいたします。

【木曾川事務所長】

ありがとうございます。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、会長さんの方でよろしくをお願いいたします。

【会長】

それでは、引続きまして、議事進行に入らせていただきます。

「(3)諮問について」でございます。

市長さんより、「地域振興のための基金の活用に関する事項」の諮問をいただくということでございますので、よろしく願います。

【市長】

(諮問書を読上げて手渡し)

一宮企発第 4 号
平成 19 年 5 月 2 日

木曾川地域審議会

会長 葛谷 昭吾 様

一宮市長 谷 一夫

諮 問 書

地域審議会の設置等に関する協議(平成 16 年 9 月 24 日議決)第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求める。

記

1 地域振興のための基金の活用に関する事項

平成 18 年度に積立てた地域振興基金 10 億円の運用から生ずる収益を、「美術館運営事業」及び「博物館運営事業」実施に係る経費の財源に充当して活用すること。

(活用の理由)

名誉市民である三岸節子画伯の作品の展示会などを開催する「美術館運営事業」及び近代日本画の巨匠といわれる川合玉堂氏の作品の特別展や企画展などを開催する「博物館運営事業」は、著名人の生誕地という地域の特色を活かしながら、市民の交流や連帯が図られ、地域振興・まちづくりに資するものであるため。

【会長】

ありがとうございました。

ただいま、市長さんより本審議会に諮問がなされました。

それでは、企画政策課長から諮問内容につきましての説明をお願いいたします。

【企画政策課長】

失礼します。企画政策課長の細江です。よろしくお願いいたします。

今回の「地域振興基金の活用に関する事項の諮問」は、平成 18 年 3 月 30 日開催の地域審議会で一度お願いしており、二回目になります。

地域審議会へ諮問する根拠につきましては、先ほど総務管理課長からご説明いたしました「地域審議会の設置等に関する協議」、お手元の書類の資料2としても添付してありますが、その第3条所掌事項の第3号の規定に基づくものでございます。

それでは、写しの記載がある「諮問書」をご覧ください。諮問内容は、市長が申し上げましたように、平成 18 年度に積み立てた地域振興のための基金 10 億円の運用益を「美術館運営事業」及び「博物館運営事業」実施に係る経費の財源に充当して活用するというものでございます。

地域振興基金の活用について、一枚はねていただきまして「資料 1」をご覧ください。

1 に「新市建設計画における地域振興基金の位置づけ」が記載してあります。新市建設計画では、40 億円が予定されており、18 年度までで 30 億円の積立が終わっております。今後につきましては、未定でございますが、財政状況、金融情勢などを総合的に勘案して判断することになります。

2 に「基金設置の目的」が記載してあります。これにつきましては、一枚はねていただき「資料 2」の裏面「一宮市地域振興基金の設置及び管理に関する条例」をご覧ください。

第 1 条に「一宮市における市民の連帯の強化または地域振興に要する経費の財源に充てるため、一宮市地域振興基金を設置する。」と設置の目的、活用方法が規定してございます。

第 4 条に「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」と基金の運用については、元本保証、有利な方法により行うことが規定されております。

「資料 1」に戻っていただきまして、3 の「基金の種類等」に、「基金すなわち積立てたお金を運用して生ずる収益を活用、つまり、運用益を旧市町の地域振興や地域住民の一体感の醸成のための事業の財源にする。」ということでございます。

そして、4 と 5 に記載しましたように、平成 18 年度の積立額 10 億円の運用益が年間 1,055 万円と決まっておりますので、今回、お諮りするわけでございます。

運用につきましては、金融情勢が不透明な状況でありまして、将来の金利の上昇を考慮して、5 億円ずつ 2 つに分けて運用いたします。一つは、地方債ということで大阪府の府債、5 年間のものを 5 億円分購入し、利回りが 1.3%、年 650 万円の収入でございます。もう一つは 3 年の定期預金に預け入れ、利回りは年 0.81%、年 405 万円の収入、合計 1,055 万円となります。

運用益を財源として充当する「美術館運営事業」及び「博物館運営事業」につきましては、今回の 1,055 万円分の事業を新たに追加するというものではございません。

行政側の考えだとか批判をいただくかもしれませんが、2 市 1 町が合併をして新しい市になったわけでありまして、必要な事業、優先度の高い事業などは、財源を確保し、あるいは工夫などをし、確実に実施していかなければならない。また、見直し、廃止なども必要に応じ実施していかなければならないと考えております。

先ほどご唱和いただきました市民憲章を新しく制定しましたのも、その一つでありまして、地域審議会の委員の中にも関わっていただいた方が何人かございます。

「美術館運営事業」につきましては、平成 19 年 5 月 11 日から 6 月 17 日まで開催されます「多彩な響き - 大村コレクションにみる三岸節子氏などの女子美術大学に関する展示会など特別展 3 回、企画展 1 回を予定しており、全体で 2,340 万円余の 19 年度予算を計上しております。

また、「博物館運営事業」につきましては、企画展 4 回、特別陳列 1 回、特別展 1 回、作品展 1 回、全体で 2,570 万円余の予算を計上しており、中でも、特別展「没後 50 年川合玉堂名品展」は平成 19 年 10 月 20 日から 11 月 18 日の予定で、一宮市木曾川町外割田で生まれ 8 歳まですごされた「近代日本画の巨匠・川合玉堂画伯」が昭和 32 年に亡くなられ、平成 19 年が没後 50 年となり、これを記念して玉堂美術館及び長野市の水野美術館の所蔵品から名品を展示し、玉堂芸術を鑑賞するとともに、講演会、展示説明会などを開催するものであります。費用的にも 1,450 万円余の予算であります。

企画展では、第 7 回川合玉堂展を玉堂記念木曾川図書館で予定しており、合併後に購入した作品 5 点も初めて公開すると聞いております。

なお、これは参考であります。基金の運用益の充当はありませんでしたが、「博物館関係経費」で、18 年度に山内一豊公の関連で特別展「いちのみや戦国武将列伝」を開催し、多くの方に観覧していただきました。

19 年度には、18 年度に NHK が実施した NHK 大河ドラマ「功名が辻」放送記念歌会「おのろけ、ごちそうさま」に応募のあった短歌のグランプリを始め、入選作品のパネル展示を木曾川資料館で開催するなど必要な事業展開を図ってまいります。

以上のように、美術館及び博物館の事業は市民の交流や連帯、文化振興・地域振興・まちづくりに貢献すると考えております。

また、17 年度に積立てた地域振興基金の活用は資料 1 の 6 に記載してありますように、まつり事業に充当しております。

地域振興基金の運用益を財源として毎年度充当するこれらの事業は、全事業費を基金の運用益で賄うというわけではありませんが、財源の裏付けがあり、事業としての位置付けが確固たるものになるということでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。では、ただいまの説明に対しまして審議をお願いいたします。質問がございましたらお願いいたします。

【会長】

ご発言が無いようですので、ここで、答申の(案)を提案させていただきます。

(答申(案)を委員に配布)

【木曾川事務所長】

それでは、お配りいたしました答申(案)を朗読させていただきます。

(案)

平成 19 年 5 月 2 日

一宮市長 谷 一夫 様

木曾川地域審議会
会長 葛谷 昭吾

地域振興のための基金の活用に関する事項について(答申)

平成 19 年 5 月 2 日付一宮企発第 4 号で諮問のありましたこのことについては、地域審議会の設置等に関する協議第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり答申します。

記

(答申事項)

地域振興のための基金の活用については、諮問のとおり活用されることが
適当と認めます。

(理由)

近代日本画の巨匠といわれる川合玉堂氏の生誕地という地域の特色を活かし、作品の特別展、企画展など、できるだけ多く開催して、市民の交流を図り、地域の活性化を図られたい。

以上でございます。

【会長】

ただ今、事務局より答申(案)について朗読していただきました。

いかがでしょうか。

ご意見もないようですので、これによろしければ、(案)の字を取り除きまして市長に答申したいと思います。

【木曾川事務所長】

では、よろしくお願いいたします。

【会長】

(会長答申書に署名・押印)

それでは、答申をいたします。

(会長から市長へ答申書を交付)

どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

次に「(4)文化会館建設事業の基本計画について」を議題とさせていただきます。それでは教育文化部総務課主監からご説明をお願いいたします。

【教育文化部総務課主監】 (文化会館建設事業の基本計画について説明)

失礼します。(仮称)木曾川文化会館建設の担当をしております、教育文化部総務課の祖父江と申します。よろしくお願いいたします。

ただ今、お手元に市民意見提出制度募集案件、(仮称)木曾川文化会館建設基本計画(案)の概要という形でお配りさせていただきました。

こちらの市民意見提出制度募集案件といえますのは、一宮市では計画の素案の段階から市民に公表させていただきまして、市民の皆さんに意見を募集しております。

そういった出された意見を参考にして、最終案を決定すると共に、市の考えを同時に発表する制度でございます。

今年の2月1日から2月28日までの1ヶ月間、(仮称)木曾川文化会館建設基本計画の案ができた段階でホームページ及び各庁舎資料コーナーにて公表させていただきました。

その資料を今回配らせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

旧木曾川町時代の文化会館の建設につきましては、新市建設計画に盛り込まれまして、平成17年度に「(仮称)木曾川文化会館建設基本構想」が策定されまして、平成18年度には引き続いてこの建設基本計画を策定することとなりました。

本基本計画は、新市建設計画及び基本構想の方針に基づき、誰もが利用しやすく、市民の音楽活動を支えるため整備すべき文化会館の概要や建設後の管理運営のあり方などを検討して、今後予定される基本設計、実施設計、及びこれに続く建設工事の円滑な推進に資することを目的として設定させていただいております。

基本計画策定までの流れでございますが、策定委員会は昨年度4回となっております。2月の時点では4回でしたが、3月末までに5回の協議検討委員会を開催させていただきました。

市内には、一宮市民会館、尾西市民会館、県の施設等を踏まえまして、類似施設が 19 ございます。一宮、尾西市民会館の使われている例をみますと、特に音楽や演劇等の市民文化活動に利用されていることが多いことが分かりました。

市民文化活動の現状でございますが、市の文化関係団体に登録してみえる団体や会員の方が、一宮市では全体で 175 団体、3,355 名の方がおみえになります。こういった方が、文化会館建設のおりに利用されるのではないかと想像されるところであります。

一枚はねていただきまして、建設予定地につきましては、この木曾川庁舎の南側ということで約 9,800 平方メートルでの用地を予定いたしております。

その下の基本コンセプト、基本理念でございますが、「1 文化創造を未来につなげる、地域に根ざした文化会館」、続きまして「2 風景に溶け込み、木々の中を散策するような文化の森・創造の森」ということを基本理念とさせていただいております。

基本方針であります。一つとしましてホール機能。次のページにいかせていただきます。音楽活動の拠点としてアコースティックな音が心地よく響く音響的にすぐれたホールを実現し、演劇や舞台芸術といったジャンルにも対応可能なホールをめざしております。

練習機能でございます。市民の皆様からの要望が多かった練習機能は、様々なジャンルに対応できるよう、防音設備を備えた大小 5 室以上の練習室を整備します。

情報・交流機能といたしまして、市民による学習発表の場、情報交換の場、交流の場として利用できる施設整備を行います。音楽交流ロビーなどを整備して、ロビーコンサートや展示スペースとしての利用など、多様な活動を行える空間として整備いたします。

広場といたしまして、市民の憩いの場となるよう、外部アメニティーを配慮した環境整備を行うと共に、木々の中に建物が溶け込んでいくような空間づくりに努めるということでございます。

そして、施設計画といたしまして、ホール計画のポイントでございます。先程もいいましたように、生音によるコンサートを最優先としたシューボックス型をベースとする。それから、ホールの客席数は 400 席程度として、立見席を 30～50 席整備する。

その次に、ゾーニング試案という形で A 案が。はねていただきますと、A 案から B 案・C 案・D 案という形でいろいろ協議会の中で検討して出てきました。

その中で、最後の一枚、「4 - 5 最終施設概要と規模の設定」をみていただきたいと思います。基本計画での作品展の中では諸元について、概ねこういった物がよいだろうとのご意見がございました。

ホール機能であります。各舞台・客席が 400 席程度、それから親子室を設ける。楽屋を 2 つ設ける。

練習室機能では、練習室 1 から 8 までの 8 つの練習室を設けたらどうか。練習室 1 については、大きな練習室、広めの練習室をということで、リハーサル室に兼用したり、多目的な利用ができる様にしたらどうか。

先ほどのホール機能の中で、楽屋が 2 つ、色んな催し物には楽屋が 2 つでは少ないというご意見をいただきました。足りない面積の中で、有効に施設を利用していくということで、練習室 2・3・4・7・8 を必要に応じて楽屋と兼用化したらどうかという意見でまとめさせていただいております。

情報交流機能といたしまして、音楽交流ロビーを設けるという意見でまとめさせていただいております。

一枚戻っていただきまして、事業運営の方向性でございます。誰もが参加しやすい多様な事業の展開、市民によるサポート参加や自主的な文化活動を支援する持続可能な運営体制の構築、利用者の利便性に配慮しニーズに応えられる柔軟性のある管理・運営方式の確立することが方向性として決まっております。

今後の事業スケジュールでございます。平成 18 年度に基本計画を策定させていただきました。平成 19 年度から基本設計を予定しております。そして、事業認定・用地取得を 20 年度までに。平成 20 年度から指定管理者の検討、建設工事に入りまして、平成 22 年度末に開館という形で、スケジュールは予定させていただいております。

まだ用地取得が終わっておりませんので、用地の取得によっては建設計画の工期が前後するといいますが、遅れる場合がありますのでよろしくお願いいたします。

概算事業費につきましては、総事業費約 29 億円を予定しております。

建設工事費約 20 億円、敷地造成・外構工事費約 2 億 4 千万円、その他、備品購入費・土地購入費・設計費等約 6 億 6 千万円を概算事業費としてみております。

今年度でございますが、基本設計に向けまして、現在、(仮称)木曾川文化会館建設選定委員会を開催させていただいております。一回開催させていただきました。

今後、基本設計をお願いする設計者の選定をプロポーザル方式という形で設計者の独立性のある考え方を提案していただき、また、その中からヒヤリングを行ってアイデアの優れた設計者を選定して、その方に設計をお願いしていきたいと考えております。

今年度、設計者が選定されれば基本設計に向けてお願いしていきたいと思っております。今年度は、用地の測量も秋口以降で予定させていただいておりますし、南側が農業振興地域でございます。通常、青地といっております。この辺の青地抜きにつきまして、地権者の方の承諾に向けて努力していきたいと思っております。

できるだけ平成 22 年、こちらの予定通り完成できるよう、一生懸命頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

簡単ですが、文化会館の説明とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの説明内容につきまして、何かご質問があればお願いいたします。

【委員】

用地買収の見通しは、間違いないですか。

【教育文化部総務課主監】

旧木曾川時代に一度単価は出させていただいているようです。私もはっきりとはわかりません。

新聞に土地の公示価格が出ておりますとおり、名古屋周辺、駅周辺は地価が上がっておりますが、こういった旧木曾川地区は実際地価が下がっております。

ですから、以前聞いている単価が多分、今回お示しすれば下がっているかと思いません。その辺が今、土地鑑定が実際のところどうかということで、単価については土地の鑑定をさせていただいて、当然こういった価格がいいだろうということで地権者の方をお願いをすることになるかと思えます。

その価格に対して、地権者の方がどう言われるかということですが、今の段階で単価を聞かないとまだ承諾が出来ないと保留してみえる方、及び替地があればよいという方が約 3 割程度おみえになります。それ以外の方は、単価は聞いていないが承諾したいという方になります。

今のところ、約 3 割の方が替地、または単価交渉が必要なところでございます。土地鑑定は買う寸前、年度が替わると価格が変わりますので、鑑定をしてすぐ用地の交渉に入りたいと思えますので、今の段階で見通しは何とも計りかねます。

【委員】

先回、見込みが 51 パーセントと言っておられたでしょう。今、3 割だと言われるので、2 割位はこの進展というか進行しているのですか。先回の委員会の時には 51% 程度は確保できるというお話でしたが。

【企画政策課長】

この間は、新市建設計画の話をしていただきました。記憶では 48 パーセントが未承諾で承諾が 52 パーセントだったと思えます。

これは、用地と面積の関係でして、今の 3 割と申し上げましたのは、おそらく地権者の方の人数です。従いまして、確か 20 人の地権者の内 4 人の方がまだ了解をいただいていなくて、2 人の方が代替地希望ということだと思えます。

従いまして、3 割ということですが。

ただ、面積的にはその方々達の持ってみえる面積が大きいものですから、半分近くがまだとかなり厳しい状況です。

【委員】

用地買収が出来ないと進行しない訳ですね。

【委員】

それが、一番肝心ですね。

【委員】

施設計画の図面ですけど、A・B・C・Dと 4 枚記されておりますが、最後の諸元表はどれも満たすということですか。

【教育文化部総務課主監】

こちらのA・B・C・Dはあくまでも、色んなケースを練っていく段階でこんな案はどうだ、こんな案はどうかという形で練っていくのでありまして、基本的に最終のこの諸元表に基づく配置図にはなっておりません。

ただ、こういった諸元表を基に今回プロポーザルで設計士を選ぶ時、こういった案ができるかということも参考にしながら設計士を選ぶわけでありまして、色んな今の環境に配慮した設計・考え方だとか、色んな使い方を含めた色んな設計者から案が出てまいります。そういったところを審査対象にしまして、審査をし、設計士を選定するという形であります。

これは途中経過ですので、最後の諸元表という形になります。実際の配置については、変わってくるかと思えます。

【委員】

だいたいこれ位の部屋数や面積がほしいという基本的な内容ですね。

【教育文化部総務課主監】

そうですね。

【委員】

基本計画策定委員会で、定員入場者数 400 席は、皆さん了解して 400 席でやっていらっしゃるのですか。私達から見れば、400 席というのは市民会館とかありますけど、良い演奏者やバンドが来た時に 400 席の入場料でそれだけのペイが出来るかということ、絶対出来ないと思うのですね。

もう少し大きな客席数にしたらと思えますが、皆さんはこの 400 席という設定に納得なさっていらっしゃいますか。

【教育文化部総務課主監】

これは 17 年度に作りました基本構想 400 席程度。例えば、大きな 1000 席とか 1500 席というのは一宮市民会館・尾西市民会館がございます。

今回、話の中で出てきましたのは、色んな音楽活動をやられる方、旧木曾川地区におきましても、ここの2階の公民館を使ってみえますが、基本的にここの公民館は防音

装置がございません。色んな中で音が外に洩れます。特に、太鼓クラブさん、夜やられる時は相当音がして洩れたりすること、バンド活動を試みえる若い方も多分たくさんおいでになるかと思えます。

そういった方が練習する場所が実際ないとよくお聞きしております、遠くまで練習会場を探す話も聞いております。そういった中で、このような練習室防音装置があるとよいなという意見も聞いておりますし、先ほどのパブリックコメントの中でもこういった防音装置練習室については、なかなか嬉しいという話も聞いております。

大きな物は、現在あります今の一宮市民会館、尾西市民会館、アイプラザ、グリーンプラザもあります。同じような大きさの物を複数持つよりは、音学専用で、小さな物でどうかという意見でまとまっておりますので、よろしくお願ひいたします。

【委員】

業者に対するヒヤリングは、具体的にどんな状況でやられているのですか。

【教育文化部総務課主監】

業者というより設計士という形で、公募制ではありません。

指名業者の中から枠をおきまして、今日、27 社の方に、指名に参加する気があるかどうかという調査をしております。

その中で、書類によってこちらに提出をしていただきます。基本計画に基づいて色んなアイデア等踏まえまして、書類を出していただいて、こういった会館をどのようにしてというような形で出たものを審査員さんが審査します。

審査員さんについては、今回、8 人の方をお願いをしております。大学の先生、市民芸術文化協会の役員の方、行政が点数をつけまして、その中から6社を選定する予定であります。

第1回目につきましては、こちらが一方向的にみただけですので、6社のその中から今度ヒヤリングを行います。向こうに説明をしていただき、こちらからも説明を聞いて、点数を決め、それから最優秀を決め、次点を決め、佳作を決める。

最優秀の方とこれから色々交渉を行う日もありますので、交渉して決定していきたいと考えております。

【委員】

設計とかの話し合いは策定委員会の人がやってみえるのですか。

【教育文化部総務課主監】

基本計画策定委員会は大学の先生、一宮・尾西・木曾川の文化協会と、今は統合されましたが、当時の各2市1町の文化協会の方、校長先生の代表の方、学校の先生そして地元の方にも入っていただいて計画を練っていただきました。

図面につきましては、業者の方に策定図の委託をお願いしてあります。業者が最初、一覧を持ってきて、それを委員の皆さんからこうした方がよいと聞いた上で、また業者の設計会社が直してきます。

こういった図面を色々作ってきて、話し合いの中で委託の諸元報告を、このものがよいのではないかと作り上げたものです。

【委員】

ホール機能がピンク、赤が練習ホール、A案からD案までの特徴はどういうふうですか。

【教育文化部総務課主監】

いろいろ案が出まして、設計士の好みといいますが、最初の頃は練習室を5つという予定でやっていました。

色々な話の中で練習室はたくさんあった方がよいとか、楽屋の数も楽屋だけで残しておいては普段使いませんので、面積が限られた中であれば練習室にしておいて、使う時には楽屋にしたらどうかと、意見・修正をかけられるようになっております。

黄色のところは、どちらかといえばエントランスや通路的なロビーのような所です。水色は、どちらかというと練習室に近いです。ピンクは、舞台関係・客席になるかと思いません。

諸元表の色分けに近いと思っていただければいいわけです。ピンクはホール機能、水色が練習機能、情報交流機能が黄色、管理部が赤色です。

【会長】

ご発言も尽きましたようですので、「(5)その他」に移りたいと思いますが、事務局何かございますか。

【木曾川事務所長】

はい、二点程お願いいたします。

今、お配りしましたペットボトルでございます。それにつきましては、一宮市上水道給水70周年を記念して、美味しいお水をPRする為に尾張一宮の水が作られました。一度、他の水と飲み比べていただけたらと思います。

二点目ですが、基本構想の作成に関する事項の諮問・答申の話でございます。

今後、総合計画関係の諮問がありますので、その点についてよろしくお願いたします。なお、時期につきましては、尾西地域審議会、総合計画審議会、市民意見提出制度、通称パブリックコメントと申しておりますが、そういった関連との調整がある為に、現時点では未定であります。

そんなに遅くならない時期にお願いしたいと聞いておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

案件は、以上で終了いたしましたので、平成 19 年度第 1 回木曾川地域審議会はここで閉会とさせていただきます。

(午後 4 時、地域審議会閉会)